

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 オリンピック・パラリンピック準備局及び福祉保健局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A	副参事	52	男性	停職3月
事故者B	主事	49	女性	停職3月

(2) 事故の概要

事故者A及びBは、平成24年8月から平成29年3月までの間、業務に使用する端末を不適正に使用し、勤務時間中に私用メールの送受信を行った。また、平成25年2月及び同年9月、事故者Aはメールで事故者Bを誘い出し、庁舎内でわいせつな行為を行った。

なお、事故者Bは、過去にも業務に使用する端末を不適正に使用し、懲戒処分を受けている。

2 病院経営本部職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	45	男性	停職3月

イ 管理監督者			
総務局	副参事	口頭注意	
都民安全推進本部	副参事	口頭注意	
福祉保健局	副参事	口頭注意	
	主事	口頭注意	
病院経営本部	副参事	口頭注意	
	主事	口頭注意	

(2) 事故の概要

事故者は、平成 25 年 4 月から平成 30 年 12 月までの間、公務災害等の認定請求手続を怠るなど、不適正な事務処理を行った。

3 福祉保健局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	25	男性	停職 1 月

イ 管理監督者

福祉保健局	副参事	訓告
	主事	口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和 3 年 3 月 12 日、退庁後に友人と飲酒した後、帰宅途中に路上で寝た際に、個人情報に記載したノートを紛失した。

4 福祉保健局職員の通勤手当不適正受給事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	60	男性	停職 10 日

(2) 事故の概要

事故者は、平成 22 年 4 月から令和 2 年 11 月までの間、届出と異なる手段による通勤を行い、結果として通勤手当を不適正に受給した。

なお、事故者が不適正に受給した通勤手当は、既に全額返納されている。

5 総務局職員（会計年度任用職員）の非行事故

（1）懲戒処分の内容等

事故者

年齢	性別	内容
32	女性	停職5日

（2）事故の概要

事故者は、令和3年7月19日、都内のコンビニエンスストアにおいて、ペットボトル飲料1点を万引きした。

6 発令年月日

令和3年9月28日

問合せ先

総務局人事部人事課（服務班）

電話 03 - 5388 - 2376（直通）